

【設例】 令和4年10月に退職した場合

令和4年度分の住民税	年税額：120,000円 月割額：10,000円 特別徴収期間→令和4年6月～令和5年5月
令和4年10月に退職した場合、10月分までの住民税は市町村に納入済みであるが、11月分以降の住民税の取扱いはどのようなになるか？	

退職された従業員の住民税は10月分まで（50,000円）特別徴収されています。
11月以降の住民税は70,000円残っています。

この場合、下表のとおり、事業所の一括徴収または普通徴収（従業員に納付書が送付される）により市町村に残りの住民税を納入していただきます。

退職の時期	原則	退職者が希望した場合	再就職する事業所が希望した場合
その年の1月から5月までの間に退職した場合	一括徴収 (注1)		特別徴収の継続 (注3)
その年の6月から12月までの間に退職した場合	普通徴収 (注2)	一括徴収	特別徴収の継続

(注1) 一括徴収とは、退職者に支払われる退職手当等の額が、住民税の未徴収金額を超える場合にその金額を特別徴収することをいいます。

(注2) 普通徴収とは、退職者に支払われる退職手当等の額が、住民税の未徴収金額より少ない場合は特別徴収できませんので、市町村から退職者に送付される納付書にて、退職者本人が納入することをいいます。

(注3) 特別徴収の継続については、再就職先の給与の支払日等の関係により、普通徴収となることもありますのでご注意ください。